沖縄県市町村立小学校給食費負担軽減交付金交付要綱

令和８年３月31日制定

（通則）

第１条　沖縄県市町村立小学校給食費負担軽減交付金（以下「交付金」という。）の取扱いについては、給食負担軽減交付金交付要綱（令和８年３月24日文部科学大臣決定）及び沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和47年沖縄県規則第102号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（交付の目的）

第２条　この交付金は、沖縄県内の市町村が小学校の設置者として学校給食費の負担軽減等を行う事業（以下「市町村立小学校給食費負担軽減等事業」という。）を実施するために必要となる経費を市町村に対して交付することにより、もって学校給食費の負担軽減を通じた子育て支援に取り組む市町村への支援を行うことを目的とする。

（定義）

第３条　この要綱において「学校給食」とは、学校給食法第３条第１項に定める「学校給食」をいい、「学校給食費」とは、同法第11条第２項に定める「学校給食費」をいう。

（交付の対象者）

第４条　交付金の交付の対象となる者は、市町村立小学校給食費負担軽減等事業を実施する市町村（市町村の組合を含む。）（以下「交付金事業者」という。）とする。

（交付の対象経費等）

第５条　沖縄県知事（以下「知事」という。）は、市町村立小学校給食費負担軽減等事業を実施するために必要な経費のうち、交付の対象として認める経費（以下「交付対象経費」という。）について、予算の範囲内で交付金を交付する。

２　事業の内容、交付対象経費及び交付金の額は別表のとおりとする。

３　交付金の交付は、給食負担軽減交付金交付要綱により国から交付される交付金を活用して行うものとする。

（交付の申請）

第６条　交付金の交付の申請をしようとするときは、交付申請書（別紙様式第１）を知事に提出しなければならない。

（交付の決定）

第７条　知事は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、交付金の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を附した場合にはその条件を交付の申請をした者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第８条　前条の通知を受けた者は、交付金の交付の決定の内容又はこれに附された条件に不服があるときは、申請の取下げをすることができる。

２　前項の取下げをしようとするときは、知事が別に定める期日までに交付申請取下げ書を提出しなければならない。

（経費の効率的使用等）

第９条　交付金事業者は、事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

（事業の変更）

第10条　交付金事業者が、事業の内容及び経費の配分の変更をしようとするときは、あらかじめ変更交付申請書（別紙様式第２）を知事に提出し、その承認を得なければならない。ただし、事業の目的を変えないで、交付金の交付決定額に影響を及ぼすことなく、目的の達成をより効率的にする軽微な変更についてはこの限りではない。

２　知事は、前項の承認をする場合において必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を附すことがある。

（事業の中止又は廃止）

第11条　交付金事業者は、事業を中止又は廃止しようとするときは、速やかに中止（廃止）承認申請書（別紙様式第３）を知事に提出し、その承認を得なければならない。

（事業遅延の届出）

第12条　交付金事業者は、事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに事業遅延届（別紙様式第４）を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

（状況報告及び調査）

第13条　知事は必要があると認めるときは、交付金事業者に対し、事業の状況に関する報告を求め、又はその状況を調査することができる。

（実績報告書）

第14条　交付金事業者は、事業が完了した場合又は事業の廃止の承認があった場合には、事業の完了した日若しくは事業の廃止の承認があった日から１か月を経過した日又は３月31日のいずれか早い日までに実績報告書（別紙様式第５）を知事に提出しなければならない。

２　交付金事業者は、交付金の交付の決定に係る国の会計年度が終了した場合（事業が完了せずに国の会計年度が終了した場合）には、交付金の交付の決定をした会計年度の翌会計年度の４月30日までに、前項に準ずる実績報告書を知事に提出しなければならない。

３　前２項の場合において、実績報告書の提出期限について知事の別段の承認を受けたときは、その期限によることができる。
４　第２項に規定する実績報告書には、翌会計年度に行う事業に関する計画を記載した資料を添付しなければならない。

（交付金の額の確定）
第15条　知事は、前条第１項（同条第２項において準ずる場合を含む。）の規定による実績報告書の提出を受けた場合において、その実績報告書の審査及び必要に応じて行う調査により、事業の実施結果が交付金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合すると認めたときは、交付すべき交付金の額を確定し、交付金事業者に通知するものとする。
２　知事は、交付金事業者に交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、その超える部分の交付金の返還を命ずるものとする。
３　前項の交付金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95％の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（交付金の支払）
第16条　交付金の支払は、原則として第15条の規定により交付すべき交付金の額を確定した後に行うものとする。ただし、必要があると認められる場合は、交付金の全部又は一部について概算払することができる。
２　交付金事業者は、前項により交付金の支払を受けようとするときは交付金支払請求書（別紙様式第６）を知事に提出しなければならない。

（交付決定の取消し等）
第17条　知事は、第11条の事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号の一に該当する場合には、第７条第１項の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。
⑴　交付金事業者が、法令、本要綱、交付金の交付の決定の内容若しくはこれに附した条件又は法令若しくは本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合
⑵　交付金事業者が、交付金を事業以外の用途に使用した場合
⑶　交付金事業者が、事業に関して不正、怠慢、虚偽、その他不適当な行為をした場合
⑷　交付の決定後に生じた事情の変更等により、事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
２　前項の規定により第７条第１項の交付の決定の取消しを行った場合において、既に当該取消しに係る部分に対する交付金が交付されているときは、知事は交付した交付金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
３　知事は、第１項第１号から第３号までの理由により前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る交付金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95％の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
４　第２項に基づく交付金の返還については、第15条第３項の規定を準用する。

（交付金の経理）

第18条　交付金事業者は、事業の経理について、事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を帳簿によって明らかにしておくとともに、当該帳簿及び収支に関する証拠書類を事業の完了した日の属する会計年度の終了後５年間保存しておかなければならない。

（その他）

第19条　前条までに定めるもののほか、交付金の取扱いに関し必要な事項は別に定める。

附　則

この要綱は令和８年４月１日から施行する。

別表

事業の内容	交付対象経費	交付金の額
⑴　学校給食に係る食材費を支援し、児童の保護者の学校給食費に係る負担軽減を図る事業 ⑵　学校給食実施校における非喫食者（主としてやむを得ない事情により、恒常的に学校給食を喫食しない者をいう。）に対する金銭給付その他の給付を実施する事業	⑴　会計年度内における小学校における学校給食に係る食材費 ⑵　非喫食者に対する給付に係る事業に要する経費として公立の小学校の設置者が負担する費用のうち、別途定める児童１人当たりの基準額までの食材費の額に相当するものと認められる給付に係るもの ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）第13条に規定する教育扶助の対象者又は学校給食法第12条第２項による要保護児童生徒援助費補助金の対象者である場合は、別途定めるところに従い、当該対象者に係る経費は交付対象経費から除く。	左に定める交付対象経費とする。 ただし、学校給食の区分に応じ、別途定める児童１人当たりの基準額の範囲内で交付金事業者が申請した額に、対象となる学校の在籍児童数及び11を乗じた額の合計額